

八代市一般不妊治療(人工授精)費助成金給付事業のご案内 **R8.1最新**

八代市では、市民が安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進するため、人工授精による不妊治療（以下「一般不妊治療」という。）を受けるご夫婦に対し、八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金を給付します。

1. 助成対象者

次に掲げる要件を全て満たす者

- (1) 医療機関において不妊症と診断された夫婦（事実婚を含む）であること
- (2) 治療期間の初日における妻の年齢が41歳未満であること。
- (3) 一般不妊治療開始日から申請日までの間、夫婦のいずれか一方が八代市住民基本台帳（外国人含む）に記載され、申請日以降も本市に1年以上居住する意思を有すること
- (4) 夫婦のいずれも市税の滞納がないこと（納税状況を担当課に照会します。）
- (5) 他の市区町村で、今回の申請に係る助成金等の給付を受けていないこと

2. 助成内容

- (1) 保険診療の人工授精に係る自己負担額を助成します。
ただし、文書料、個室料等一般不妊治療に直接関係のない費用、健康保険から高額療養費や附加給付金として支給される費用は除きます。
- (2) 助成金の額は、助成対象経費に相当する額とし、夫婦1組につき5万円を限度として助成します。
※一般不妊治療費助成金の給付を受け、出産（妊娠12週以降の死産含む）に至った場合は、再び一般不妊治療費の助成を受けることが出来ます。

3. 助成申請に必要な書類

- (1) 八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金給付申請書（様式第1号）
- (2) 八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金給付受診等証明書（様式第2号）
- (3) 領収書の写し
- (4) 口座番号がわかる通帳またはキャッシュカードの写し
- (5) 治療期間中の保険証の写し（妻）
- ※(6) 自己負担額が一つの医療機関で1ヶ月21,000円以上の場合に、高額療養費、附加給付金等が確認できる医療費通知等の写し（自己負担が21,000円以内でも附加給付等の払い戻しがある場合があります。必ず加入の保険組合に確認してください）
- ※(7) 夫婦いずれかが八代市以外の住所の場合、住所地発行の「未納がない証明書」（納税証明書等）
- ※(8) 申立書（事実婚の方）

注：※は対象となる方のみ準備してください。

なお、申請書等は、八代市ホームページよりダウンロードできます。⇒

<http://www.city.yatsushiro.lg.jp/kiji00315044/index.html>



4. 助成申請書の提出期限

事業終了に伴い、申請受付は令和8年3月31日までとなります。受診等証明書の準備が間に合わない場合も、申請時点で揃っている領収書を添付の上、申請してください。

※令和8年4月1日以降の受付はできませんのでご注意ください。

5. 助成金の給付決定等

助成が決定した場合は、給付決定通知書を送付し、申請書にご記入の口座に助成金を振り込みます。
なお、助成要件を満たしていない等の理由で助成しないことを決定した場合は、不支給決定通知書を送付します。

八代市一般不妊治療（人工授精）費助成金給付事業のお問合せ・申請先
八代市役所 健康推進課（八代市役所2階10番窓口）
住所：〒866-8601八代市松江城町1-25、電話：0965-33-5116